

新旧対照表

改正案	現行
<p>広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱</p>	<p>広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱</p>
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事業者の指定申請)</p> <p>第3条 事業者の指定は、前条第1項に掲げる研修の課程ごとに行うものとし、事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、研修の開講日の180日前から <b>30</b> 日前までに広島県知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(研修の指定申請)</p> <p>第5条 事業者が研修を実施する場合は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、<b>開講日</b>の180日前から <b>30</b> 日前までに知事に申請しなければならない。また、指定の申請は研修の課程ごと（複数の研修課程を一体的に実施する場合を除く。）とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第6条～第24条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成23年12月16日から施行し、適用する。（広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱及び広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の運用基準の廃止）</p> <p>2 「広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱（平成16年3月31日施行）」及び「広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の運用基準（平成16年3月31日施行）」は廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この要綱の施行の際に、現に廃止前の広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱（以下「旧要綱」という。）による指定の申請を受理しているものについては、なお従前の例による。</p> <p>4 この要綱の施行の際に、現に旧要綱により事業者の指定を受けている事業者（事業者としてみなすこととした者を含む。）は、指定を受けている課程と同一の課程に限り、第4条の規定による指定を受けた事業者とみなす。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事業者の指定申請)</p> <p>第3条 事業者の指定は、前条第1項に掲げる研修の課程ごとに行うものとし、事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、研修の開講日の180日前から <b>60</b> 日前までに広島県知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(研修の指定申請)</p> <p>第5条 事業者が研修を実施する場合は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、<b>各研修の開講日</b>の180日前から <b>60</b> 日前までに知事に申請しなければならない。また、指定の申請は研修の課程ごと（複数の研修課程を一体的に実施する場合を除く。）とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第6条～第24条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成23年12月16日から施行し、適用する。（広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱及び広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の運用基準の廃止）</p> <p>2 「広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱（平成16年3月31日施行）」及び「広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の運用基準（平成16年3月31日施行）」は廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この要綱の施行の際に、現に廃止前の広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱（以下「旧要綱」という。）による指定の申請を受理しているものについては、なお従前の例による。</p> <p>4 この要綱の施行の際に、現に旧要綱により事業者の指定を受けている事業者（事業者としてみなすこととした者を含む。）は、指定を受けている課程と同一の課程に限り、第4条の規定による指定を受けた事業者とみなす。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>

この要綱は、平成 24 年 8 月 20 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際に、現に改正前の広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱（以下「旧要綱」という。）の様式により行われた申請その他の手続は、この要綱によりなされた申請その他の手続とみなす。ただし、旧要綱に基づき指定した居宅介護従業者養成研修 2 級課程にかかる研修事業者が居宅介護職員初任者研修を開講する場合は、居宅介護職員初任者研修課程にかかる指定申請をあらためて行うこと。
- 3 知事は、この要綱の施行の際に、現に旧要綱により実施された居宅介護従業者養成研修 1 級課程及び居宅介護従業者養成研修 2 級課程並びに居宅介護従業者養成研修 3 級課程にかかる研修修了者の名簿管理及び第 9 条第 3 項による修了証明書等の書換交付及び再交付を引き続き実施する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 1 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 8 月 20 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際に、現に改正前の広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱（以下「旧要綱」という。）の様式により行われた申請その他の手続は、この要綱によりなされた申請その他の手続とみなす。ただし、旧要綱に基づき指定した居宅介護従業者養成研修 2 級課程にかかる研修事業者が居宅介護職員初任者研修を開講する場合は、居宅介護職員初任者研修課程にかかる指定申請をあらためて行うこと。
- 3 知事は、この要綱の施行の際に、現に旧要綱により実施された居宅介護従業者養成研修 1 級課程及び居宅介護従業者養成研修 2 級課程並びに居宅介護従業者養成研修 3 級課程にかかる研修修了者の名簿管理及び第 9 条第 3 項による修了証明書等の書換交付及び再交付を引き続き実施する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。(決裁日を記載する。)

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。